

令和5年度 那覇市国保特定保健指導業務委託 実施要領

本業務は「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十四条を根拠法令とし、実施にあたっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（以下実施基準）、「特定健康診査及び特定保健指導の外部委託基準（厚生労働省告示）」に準ずるとともに、具体的な保健指導の内容については「標準的な健診・保健指導プログラム平成30年度版」（以下「プログラム30年度版」）及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」（以下「手引き」）に準ずるものとする。

1 目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病予防に関する特定保健指導を行うことが各医療保険者に義務化されたことをうけ、那覇市では市民の利便性向上を図り特定保健指導を効果的に行うため、保健指導実績があり、利用者のニーズに応じたプログラムを提供できる機関に当該業務を委託するものとする。

2 対象者

那覇市国民健康保険被保険者で、40～74歳の特定健康診査受診者のうち「プログラム30年度版」2-9～2-11に基づく階層化に基づき特定保健指導対象者となった者で、受託機関及び市からの利用案内等により特定保健指導を希望する者

3 業務内容

「那覇市国保特定保健指導業務委託仕様書」のとおり

4 委託機関の選定方法

委託機関の選定は、受託希望機関が提出した企画提案書（後述の委託要件に関する事項）を書類審査し、決定する。

5 業務委託要件

- (1) 厚生労働省保険局「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に記載されている委託基準（「手引き」P42～46）を満たし、かつ「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成30年4月1日施行）」を遵守できること
- (2) 令和5年度 那覇市国保特定保健指導業務委託企画提案書等を提出日までに提出すること
- (3) 社会保険診療報酬支払基金に保健指導機関としての申請及び登録をしていること

- (4) 特定健診部門と特定保健指導部門の連携体制がとれていること
- (5) 健診機関で階層化ができる、または特定保健指導の対象者に利用勧奨を効果的に実施できること
- (6) 次の特定保健指導実施体制が十分であること
 - ・保健指導に従事する職種と人員構成
 - ・保健指導員の研修等の実施
 - ・利用者に対する相談窓口の設置
- (7) 積極的支援・動機づけ支援を下記の内容や体制で提供できること
 - ア プログラムの内容が、「プログラム 30 年度版」および「手引き」に準じ、さらに、機関の特性を生かしたプログラムの提供ができること
 - イ 初回面談実施率向上に向けた工夫や保健指導の工夫がなされていること
 - ・初回面談実施率向上に向けた工夫
 - ・行動変容を促す効果的な保健指導の方法等
 - ウ 中途脱落者の防止策があること
 - エ 安全管理体制がとれていること
 - ・事故を防ぐための配慮
 - ・事故発生時の対応
 - オ 特定保健指導の実績があること
 - ・特定保健指導の実績または生活習慣病予防に関する保健指導の実績があること

6 特定保健指導利用料

国保加入者の自己負担は、無料とする。

7 業務管理について

(1) 報告書の提出

特定保健指導初回支援終了時点と実績評価終了時点に、個別の「特定保健指導支援計画及び実施報告書」等を市へ報告する。なお、提出は紙または電子データ（エクセル等）で提出する。

(2) 報告会への参加

特定保健指導委託業務の進捗状況等の把握のために、那覇市が随時、開催する報告会へ参加する。

8 特定保健指導利用券の有効期限

令和5年度特定健診受診者の特定保健指導利用券の有効期限（初回面接利用の有効期

限)は、発行した日からおおむね6か月間とする。

(例) 令和5年5月発行→有効期限：令和5年11月末日

ただし、当該年度の最終有効期限は、翌年度7月31日とする。

(例) 令和6年3月発行→有効期限：令和6年7月31日

9 令和6年4月以降の継続支援者の取扱いについて

特定保健指導の支援期間が3か月以上に及ぶことから、令和5年度中に特定保健指導の初回面接をした者に対しては、翌年度(令和6年度)においても、引き続き継続支援ができるように対応するものとする。

(例) 令和6年1月初回面接 → 令和6年4月実績評価